

千葉市居住支援協議会
令和 8 年度 定期総会

議案書

新任役員の紹介

令和8年4月1日付人事異動に伴う、役員の異動は次のとおりです。

就 任

副会長 秋幡 浩明 （千葉県保健福祉局長）

退 任

副会長 今泉 雅子 （千葉県保健福祉局長）

役員名簿（令和8年4月1日時点）

任 務	会 員	代表者
会 長	千葉県都市局	局 長 鹿子木 靖
副会長	千葉県保健福祉局	局 長 秋幡 浩明
会 計	千葉県住宅供給公社	理事長 出山 利明
監 事	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	会 長 初芝 勤

第 1 号議案

令和 7 年度事業報告及び会計報告について

1. 取組みの概要

令和 7 年度は、総会及び部会を開催し、本会相談窓口「すまいサポートちば」に寄せられた相談対応事例を通じた課題の共有や居住支援法人との連携等について協議を行った。

また、千葉市居住支援協議会相談窓口「すまいサポートちば」を運営し、住宅確保要配慮者への入居支援、家主や不動産事業者からの相談に対する支援を行った。

その他、賃貸リスクによる不安軽減を図り、住宅確保要配慮者の入居機会を拡大するため、不動産会社及び家主を対象としたセミナーを開催したほか、居住支援法人との連携強化のため、意見交換会を開催した。

2. 具体的な取組み

(1) 総会及び部会の開催

【定期総会】

＜開 催 日＞ 令和 7 年 4 月 2 3 日

＜協議内容＞ 役員の選出について
部会長及び構成員の選任について
令和 6 年度事業報告および会計報告について
令和 7 年度事業計画（案）および予算（案）について

【臨時総会】

＜開 催 日＞ 令和 7 年 7 月 1 4 日（書面表決）

＜協議内容＞ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業における居住支援協議会等が必要と認める改修工事の決定について

【部 会】

＜開 催 日＞ 第 1 回 令和 7 年 7 月 4 日
第 2 回 令和 7 年 1 2 月 2 3 日
第 3 回 令和 8 年 3 月 6 日（書面開催）

＜協議内容＞

①相談窓口事例を通じた課題の共有

すまいサポートちばの相談対応事例や課題を共有し、今後の窓口運営の円滑化

に資する協議を実施した。

②居住支援法人との連携

令和7年9月に開催した市相談窓口と居住支援法人との意見交換会における意見を踏まえて、すまいサポートちばなどの市相談窓口と居住支援法人との連携について検討を行った。

③法改正や新たな施策の動向

住宅セーフティネット法の改正（令和7年10月1日施行）により新たに創設された居住サポート住宅について、内容を共有した。

（２）居住支援協議会相談窓口「すまいサポートちば」の運営

住宅確保要配慮者の生活の安定を図り、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、入居者及び家主などに向けた相談窓口「すまいサポートちば」を運営し、相談支援、情報提供、同行支援等を実施した。

【相談窓口概要】

- ＜設置場所＞ フジモト第一生命ビルディング2階 千葉市住宅供給公社内
＜開設日＞ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～17時（正午～午後1時を除く）
＜対象者＞ 住宅確保要配慮者、家主・不動産事業者 等
＜相談内容＞ 住宅確保要配慮者への支援
①入居相談（課題整理等） ②情報提供 ③同行支援 等
家主・不動産事業者への支援
①入居者に関する相談 ②情報提供 ③SN物件登録支援 等

【令和7年度相談実績】

＜住宅確保要配慮者への支援＞

相談者数	537人
アセスメント（課題整理等）実施者数	480人
物件紹介者数	185人
同行支援者数	48人
紹介による入居成約者数	99人

＜家主・不動産事業者への支援＞

家主への支援	10件
不動産事業者への支援	7件

【他相談窓口等との連携】

＜相談支援における連携＞

入居前・入居中の相談において、住宅確保要配慮者の属性や課題ごとに対応できる相談窓口（福祉まるごとサポートセンターなどの他相談窓口や居住支援法人等）と連携し、支援を実施した。

また、他相談窓口が行う連絡会議に出席することで意見交換等を行うほか、複

数の相談窓口担当者と個別案件の支援会議などを実施した。

他相談窓口との連携	491回
居住支援法人との連携	88回
関係機関との会議開催・参加	5回

(3) 居住支援に関する制度やサービス等にかかる情報の周知・普及

家主や不動産事業者を対象に居住支援に役立つ情報等を紹介することで、賃貸リスクによる不安を軽減し、住宅確保要配慮者の受け入れが進むように、居住支援セミナーを開催するとともに、相談窓口における説明等を通じて、居住支援サービス等の情報を提供した。

【居住支援セミナーの開催】

＜実施概要＞

開催日：令和8年2月2日（月）

セミナー名：大家さん・不動産店のための居住支援セミナー

内容：「外国人入居者を安心して受け入れるために
—基礎知識と対応策—」

参加者：22名（内訳：不動産事業者17名、家主4名、その他1名）

【相談窓口における情報提供】

すまいサポートちばにおける相談時に、千葉市居住支援ガイドブック等を利用して、居住支援に役立つ窓口やサービス等の情報を提供する。

(4) 居住支援法人との意見交換会の開催

居住支援法人との意見交換会を開催し、すまいサポートちばなどの市相談窓口との連携方法などについて意見交換を行い、居住支援法人との連携強化を図った。

【意見交換会概要】

＜開催日＞ 令和7年9月1日（月）

＜参加者＞ 市内を業務エリアとする居住支援法人
市相談窓口

（生活自立・仕事相談センター、あんしんケアセンター、
障害者基幹相談支援センター、福祉まるごとサポートセンター）

本協議会の部会員

＜内容＞ 居住支援法人と市相談窓口の業務の把握方法について
居住支援法人と市相談窓口の円滑な連携方法について

3. 会計報告

(1) 令和7年度決算報告

[収入の部]

(単位：円)

区分	令和7年度決算額	備考
負担金	6,703,772	
雑収入	282	預金利息
前年度繰越金	2,064	
収 入 合 計	6,706,118	

[支出の部]

(単位：円)

区分	令和7年度決算額	備考
千葉市居住支援協議会運営事業 委託料	6,703,772	
相談窓口運営費	5,525,954	人件費、運営諸経費
セミナー運営費	65,182	人件費、講師報償費、運営諸経費
一般管理費・消費税	1,112,636	
支 出 合 計	6,703,772	

収支差額	収入合計	支出合計	収支差額
(A) - (B)	6,706,118	6,703,772	2,346

(2) 会計監査報告

令和8年4月20日

監査報告書

千葉市居住支援協議会
会長 鹿子木 靖 様

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
会長 初芝 勤



令和7年度の千葉市居住支援協議会の会計監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

(1) 会計監査について、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。

(2) 監査対象資料

千葉市居住支援協議会 令和7年度会計報告
千葉市居住支援協議会 令和7年度会計明細書
各収入・支出に係る根拠資料

2 監査の結果

監査対象資料は、千葉市居住支援協議会の収支状況について正しく示していると認める。

第2号議案

令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について

1. 取組みの方向性

住宅確保要配慮者の円滑な入居支援を実施するため、部会を開催し、市相談窓口と居住支援法人との連携などについて協議を行うとともに、「すまいサポートちば」を運営することで、住宅確保要配慮者と家主・不動産事業者への支援を行う。

2. 具体的な取組み

（1）総会及び部会の開催

【定期総会】

＜開催日＞ 令和8年4月24日

＜協議内容＞ 令和7年度事業報告及び会計報告について
令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について
居住支援法人の本協議会への追加及びそれに伴う千葉市居住支援協議会会則の一部改正について
部会長及び構成員の選任について

【部会】

＜開催日＞（予定）3回開催（うち1回は書面による開催）

＜協議内容＞（予定）

① 市相談窓口と居住支援法人との連携

令和7年度に実施した市相談窓口と居住支援法人との意見交換会の意見を踏まえ、市相談窓口と居住支援法人を円滑につなぐための居住支援法人一覧の作成の検討など市相談窓口と居住支援法人との円滑な連携について協議を行う。

② 相談窓口事例を通じた課題の共有

すまいサポートちばの相談対応事例や課題を共有し、支援策などについて協議を行う。

③ 居住支援に関する制度の共有

高齢者見守りサービスの制度改正やUR都市機構の賃貸住宅の活用の検討などについて、内容を共有する。

（2）千葉市居住支援協議会相談窓口「すまいサポートちば」の運営

住宅確保要配慮者は、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要であるなど、日常生活上の課題を抱えていることが多いことから、民間賃貸住宅へ入居するために課題の分析・整理や、関係機関と連携を図ることが求められる。

また、住宅確保要配慮者の入居可能な物件を増やすため、家賃滞納、孤独死など

のリスクから住宅確保要配慮者の入居に不安を持つ家主に対して、リスク軽減に役立つ情報提供などを行う必要がある。

そのため、入居者及び家主などに向けた相談窓口を運営し、民間賃貸住宅への円滑な入居を引き続き支援する。

【主な支援内容】

＜住宅確保要配慮者への支援＞

①入居相談（課題整理等） ②情報提供 ③同行支援

＜家主・不動産事業者等への支援】

①入居者に関する相談 ②情報提供 ③SN 物件登録支援

（３）居住支援に関する制度やサービス等にかかる情報の周知・普及

家賃滞納や孤独死等への心配などから、住宅確保要配慮者への賃貸に不安を感じていることが、住宅確保要配慮者が入居可能な物件が不足する要因の一つとして挙げられる。

そのため、家主や不動産事業者の不安を軽減し、住宅確保要配慮者の受け入れが進むように、セミナーの開催や相談窓口における説明等を通じて、居住支援サービス等の情報を提供する。

【居住支援セミナーの開催】

家主や不動産事業者を対象にセミナーを開催し、居住支援に関する国・市の制度や民間事業者が実施するサービスの紹介などを通じて、不安軽減を図る。

【相談窓口における情報提供】

すまいサポートちばにおける相談時に、千葉市居住支援ガイドブック等を利用して、居住支援に役立つ窓口やサービス等の情報を提供する。

（４）居住支援法人との意見交換会の開催

居住支援法人との意見交換会を開催し、すまいサポートちばなどの市相談窓口との連携方法などについて意見交換を行い、居住支援法人との連携強化を図る。

（５）その他

【関係団体等との連携】

住宅確保要配慮者の物件探し時の問い合わせ先として協力可能な旨回答のあった事業者へアプローチを継続し、連携強化を図る。

【住宅セーフティネット制度の利用促進】

セーフティネット住宅登録件数増加及び居住サポート住宅登録促進のため、すまいサポートちばに相談があった家主等に対して、アプローチを行う。

3. 令和8年度予算案

[収入の部]

(単位：円)

区分	令和8年度予算額	備考
負担金	6,810,100	
前年度繰越金	2,346	預金利息
収 入 合 計	6,812,446	

[支出の部]

(単位：円)

区分	令和8年度予算額	備考
千葉市居住支援協議会運営事業 委託料	6,810,100	
相談窓口運営費	5,594,226	人件費、運営諸経費
セミナー運営費	85,656	人件費、講師報償費、運営諸経費
一般管理費・消費税	1,130,218	
支 出 合 計	6,810,100	

収支差額 (A) - (B)	収入合計	支出合計	収支差額
	6,812,446	6,810,100	2,346

第 3 号議案

一般社団法人千葉県居住支援法人協議会の本協議会への加入及びそれに伴う千葉市居住支援協議会会則の一部改正について

千葉市居住支援協議会の会員に一般社団法人千葉県居住支援法人協議会を加え、それに伴い、千葉市居住支援協議会会則の一部を次のように改正する。

なお、本議案の内容については令和 7 年度第 3 回千葉市居住支援協議会部会にて協議済みである。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第 4 関係）	別表（第 4 関係）
会 員	会 員
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部	公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	<u>一般社団法人千葉県居住支援法人協議会</u>
千葉市住宅供給公社	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
千葉市保健福祉局	千葉市住宅供給公社
千葉市都市局	千葉市保健福祉局
	千葉市都市局

附 則

この会則は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

第 4 号議案

部会長及び構成員の選任について

千葉県居住支援協議会会則第 11 条第 2 項の規定により、部会長及び構成員を選任する。

部会構成員（案）

構成員		部会長
公益社団法人全日本不動産協会 千葉県本部	千葉支部副支部長	
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会 千葉支部	副支部長	
一般社団法人千葉県居住支援法人協議会	筆頭副代表	
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	事務局次長	
千葉市住宅供給公社	住宅事業課長	
千葉市保健福祉局	保護課生活自立促進室長	
	健康福祉部	地域福祉課長
		地域包括ケア推進課長
		在宅医療・介護連携支援センター 所長
	高齢障害部	高齢福祉課長
		障害者自立支援課長
		精神保健福祉課長
千葉市都市局	建築部	住宅政策課長
		○

報告事項

千葉市居住支援協議会運営規則の一部改正について

一般社団法人千葉県居住支援法人協議会の千葉市居住支援協議会への加入に伴い、千葉市居住支援協議会運営規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会員の代表者) 第3条 会員の代表者は以下の通りとする。 (1) 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部 千葉支部 支部長 (2) 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 支部長 <u>(3) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 会長</u> <u>(4) 千葉市住宅供給公社 理事長</u> <u>(5) 千葉市保健福祉局 局長</u> <u>(6) 千葉市都市局 局長</u>	(会員の代表者) 第3条 会員の代表者は以下の通りとする。 (1) 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部 千葉支部 支部長 (2) 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 支部長 <u>(3) 一般社団法人千葉県居住支援法人協議会 代表理事</u> <u>(4) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 会長</u> <u>(5) 千葉市住宅供給公社 理事長</u> <u>(6) 千葉市保健福祉局 局長</u> <u>(7) 千葉市都市局 局長</u>

附 則

この規則は、令和8年4月24日から施行する。